

「あいち山車まつりマップ作成事業委託業務」 質問及び回答（20260707）

Q 1 マップの配布箇所数についての想定はあるか。また、協議会として必ず配布を希望する機関や部数があれば教えて欲しい。

A 1 印刷する 15,000 冊のうち、1,500 冊については県の保存用として管理することを想定している。1,500 冊の中には以下の団体等（※）への配布部数を含んでいることから、提案内容からは除外すること。

また、事業者からは、県内博物館施設（私設も含む）に各 10 部配布していただきたい。

（※）文化財室から直接配布予定の団体等

- ・ 県内市町村文化財保護部局
- ・ 県内公立図書館
- ・ 山車まつり保存団体

Q 2 マップで作成する写真は協議会から提供してもらえるか。

A 2 各図鑑に掲載されている写真については基本的には、市町村や保存団体に協力していただいて、掲載許可をいただいたものなので、著作権等は市町村や保存団体にある。そのため、協議会から図鑑等の画像を提供することはできない。

Q 3 『山車まつり図鑑』と『山車まつりマップ』に違いはあるか。

A 3 今回の委託事業で作成する『山車まつりマップ』は、まち歩きなどで活用することを想定している。

具体的には、協議会が 2027 年 2～3 月頃に開催予定の山車蔵等（場所未定）を巡るツアー等において、使用する予定である。

Q 4 一部の祭りについて、特集ページを設けてもよいか。

A 4 協議会としては県内全域の「山車まつり」を網羅的に掲載していただきたいと考えており、それを遵守していただいた上で、事業者の提案として地域の特徴が分かる「山車」や「山車まつり」を紹介していただくのは、問題ないと考えている。

Q 5 『山車まつり図鑑』を提供していただきたい。

A 5 紙資料での提供は困難であるが、県ホームページに PDF ファイルが掲載されているので、参考に御確認いただきたい。

【参考】あいち山車まつり図鑑（2020 年 12 月 21 日発行）

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunkazai/0000089212.html>

Q 6 『山車まつり図鑑』で使用された写真データ一式を貸与していただけるか。

A 6 受託事業者には写真データ一式を貸与することは可能である。ただし、写真を利用する際は、必ず各保存団体（あるいは市町村）に確認していただきたい。

Q 7 県内全域の全ての（「山車まつり」と）「山車」を掲載しなければならないのか。

A 7 『山車まつり図鑑』に掲載されている全ての「山車まつり」単位で掲載していただきたい。（全ての「山車」を掲載する必要はない。）

Q 8 協議会から提供するデータ一覧に「山車まつり」の開催場所の住所は含まれていると考えてよいか。

A 8 含まれていると考えていただいてよい。

Q 9 協議会に加入している保存会は 90 団体あり、県内全域の「山車まつり」は約 150 件ということだが、協議会に加入していない保存会が主催する「山車まつり」も掲載するのか。

A 9 掲載していただきたい。

【参考】協議会保存団体名簿

（愛知県の山車まつりポータルサイト「あいちの山車まつり」より）

URL https://www.dashi-aichi.jp/pdf/about/kaiin_dantai_2.pdf

Q 10 協議会に加入していない保存会の連絡先は協議会から共有してもらえるのか。

A 10 協議会でも未加入の保存団体の連絡先は保有していないことから、適宜、市町村の文化財保護部局に確認していただきたい。

Q 11 原稿の校正等の調整も保存会と実施するのか。

A 11 保存会から提供された写真を加工した場合の校正（確認）については、保存会と実施していただきたい。協議会は、受託事業者と保存会の調整が完了していることを前提として、印刷物の校正を実施する。

Q 12 地図なども掲載する必要があると思うが、掲載内容に指示はあるか。

A 12 詳細な地図を掲載することは必ずしも必要ではなく、イラスト等で大まかな位置が分かるものでもよい。具体的な掲載内容は事業者から提案していただきたい。

なお、作成にあたっては、「4 制作方針」に記載しているように子どもでも理解しやすい内容とすることに留意していただきたい。

Q13 写真の入手が困難な場合はどう対応したらよいか。

A13 写真を必ずしも掲載する必要はないため、文字やイラスト等を配置していただいてもよい。

Q14 網羅的に記載したいということだが、総数はどう考えているか。

A14 『山車まつり図鑑』に掲載されている「山車まつり」を全て掲載することを想定していただきたい。休止している「山車まつり」もあるかもしれないが、受託事業者には改めて情報提供をする。

Q15 企画提案書に記載する「本業務を総括する責任者」と審査会における説明者は、同一人物である必要があるか。

A15 御見込のとおり。

Q16 審査会の出席者数に制限はあるか。

A16 会場の都合上、2名までとしていただきたい。